

議案第52号

浜松市と磐田市との間の証明書等の交付等に関する事務委託の
廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和6年3月31日をもって、浜松市と磐田市との間の証明書等の交付等に関する事務の委託を廃止するものとする。

令和5年6月15日提出

磐田市長 草地博昭